

岸和田市告示

岸和田市都市公園に設置する自動販売機について、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく公園施設の設置許可を受ける者を公募するため、次のとおり告示する。

平成 30 年 12 月 27 日

岸和田市長 永 野 耕 平

1 提案募集に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る公園施設設置許可

(2) 提案募集に付する公募物件

公募番号	施設名称	設置場所	設置面積	設置台数	販売品目
18 中公 1	中央公園	① プール前	1.51 m ²	3 台	清涼飲料水
		② テニスコート前	1.51 m ²		
		③ 現場事務所	1.51 m ²		
18 中公 2	中央公園	① 管理棟前	1.51 m ²	2 台	清涼飲料水
		② 児童遊戯コーナー	1.51 m ²		
18 中公 3	中央公園	① 管理棟前	1.51 m ²	2 台	清涼飲料水
		② 児童遊戯コーナー	1.51 m ²		
18 中公 4	中央公園	管理棟前	1.15 m ²	1 台	氷菓子
18 浜公 1	浜工業公園	臨海会館前	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 浜公 2	浜工業公園	臨海会館前	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 浜公 3	浜工業公園	テニスコート前	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 浜公 4	浜工業公園	臨海会館前	1.15 m ²	1 台	氷菓子
18 野公 1	野田公園	西側入口	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 千公 1	千亀利公園	多聞トイレ東側	1.33 m ²	1 台	清涼飲料水
18 千公 2	千亀利公園	多聞トイレ東側	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 今公 1	今池公園	入口付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 宮公 1	宮の池公園	トイレ付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 宮公 2	宮の池公園	トイレ付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 土公 1	土生公園	入口付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 北公 1	北公園	入口付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 東公 1	東岸和田公園	倉庫付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水

18 箕公 1	箕土路公園	倉庫付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水
18 作公 1	作才公園	入口付近	1.51 m ²	1 台	清涼飲料水

(3) 設置期間

平成 31 年 4 月 1 日午前 0 時から平成 36 年 3 月 31 日午後 5 時まで(公園施設設置許可は 1 年ごとに更新しなければならない。設置期間満了時において、設置許可の更新及び期間の延長は認めない。)

2 提案募集に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者又は告示の日から 2 年以内に同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 乳飲料を販売する者（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けなければならないものに限る。）にあつては、当該許可を受けていない者
- (3) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中にある者
- (4) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員に該当すると認められる者
- (7) 国税又は岸和田市税を滞納している者

3 提案募集参加資格審査申込手続に関する事項

本提案募集に参加を希望する者は、第 1 号に掲げる書類を企画調整部企画課まで提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 提案募集参加申込書
- イ 誓約書兼同意書
- ウ 誓約書（岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）に基づくもの）
- エ 役員名簿
- オ 使用印鑑届
- カ 法人の場合 現在事項証明書又はその写し

- キ 個人の場合 印鑑登録証明書又はその写し
法人の場合 印鑑証明書又はその写し
- ク 個人の場合 国税に係る納税証明書（納税証明書その3の2）又はその写し
法人の場合 国税に係る納税証明書（納税証明書その3の3）又はその写し
- ケ 岸和田市税に係る完納証明書又はその写し
- コ 事業者（会社）概要
- サ 設置する自動販売機に係る商品名、品質、規格、性能等の情報を記載した書類
- シ 前項第2号に該当する者の場合 大阪府食品衛生法条例（平成12年条例第14号）
第5条の許可証の写し

(2) 提案募集参加申込書等の提出

平成30年12月27日（木）午前9時から平成31年2月8日（金）午後5時30分までに、岸和田市企画調整部企画課（新館2階）まで持参して提出すること（郵送、電話、ファックス、電子メール等は不可）。

(3) 提案募集参加資格の審査結果の通知

提案募集参加資格の審査の結果、提案募集参加資格者には、平成31年2月13日（水）午後5時30分までに提案募集参加資格確認結果通知書及び提案要項を書面により通知するものとし、提案募集参加を認められなかった者については、その理由を付して提案募集参加資格確認結果通知書を書面により通知するものとする。

4 募集要項等の閲覧等

- (1) 募集要項、提案募集参加申込書、誓約書兼同意書、誓約書（暴力団排除条例関係）、役員名簿、使用印鑑届、提案書、委任状、質問書及び提案辞退届（以下「募集要項等」という。）は、平成30年12月27日（木）から平成31年2月8日（金）まで岸和田市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。
- (2) 募集要項等に関する質疑は、平成30年12月27日（木）午前9時から平成31年1月16日（水）午後5時30分までに、次の送付先に質問書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。

送付先 岸和田市企画調整部企画課

メールアドレス gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、平成31年1月23日（水）午後5時30分までに、すべての質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載する。

5 提案審査執行の日時及び場所

- (1) 平成31年2月20日（水）

公募番号18中公1から4まで 午後1時

公募番号 18 浜公 1 から 4 まで、18 野公 1 並びに 18 千公 1 及び 2 午後 2 時 15 分
公募番号 18 今公 1、18 宮公 1 及び 2、18 土公 1、18 北公 1、18 東公 1、18 箕公
1 並びに 18 作公 1 午後 3 時 30 分

※ 提案審査時刻に遅刻した者は、失格とする。

(2) 岸和田市役所 西側プレハブ

6 提案審査執行の中止等

やむを得ない事由により提案審査執行を中止、又は延期するべきと判断したときは、提案審査執行を取りやめ、又は延期するものとする。

7 提案の無効

次に掲げる提案は、無効とする

- (1) 提案募集に参加する資格を有しない者のした提案
- (2) 委任状を持参しない代理人のした提案
- (3) 記名押印を欠く提案
- (4) 金額を訂正した提案、又は金額の記載の不鮮明な提案
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である提案
- (6) 鉛筆書きによる提案
- (7) 談合その他不正行為により提案を行ったと認められる提案
- (8) 同一の提案について、2 以上の提案をした者の提案
- (9) 同一の提案について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者の提案
- (10) 同一の提案について、2 以上の代理人をした者の提案
- (11) 提案に関し、市職員の指示に従わなかった者のした提案
- (12) 酒気を帯びて入場した者の提案
- (13) 郵送、電話、ファックス又は電子メールによる提案
- (14) 著しい反社会的活動を行う等、明らかに公園施設の設置許可相手方として相応しくないことが判明した者のした提案
- (15) 前各号に定めるもののほか、募集要項に違反した提案

8 協定書作成の要否

公園施設設置許可にあたっては、協定書作成を要する。

9 協定に関する事項

協定条項は、平成 30 年 12 月 27 日（木）から平成 31 年 2 月 8 日（金）まで（ただし、岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の間に、企画調整部企画課において掲示する。

なお、岸和田市ホームページにおいても閲覧することができる。

10 その他

詳細については、募集要項を確認の上、提案すること。

11 提案募集及び協定に関する問合せ先

岸和田市企画調整部企画課行財政改革担当

電話 072-423-9493（直通）

メールアドレス gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp